

昭和女子大 女性教養講座

2015年5月23日

Kuniko INOGUCHI, Ph.D.

Member, House of Representatives

Former Minister of State for Gender Equality and Social Affairs/ Former Ambassador to Geneva on Disarmament Affairs

参議院議員・上智大学名誉教授 猪口邦子

元 内閣府特命担当大臣(少子化・男女共同参画)

元 軍縮会議日本政府代表部特命全権大使(ジュネーブ)/



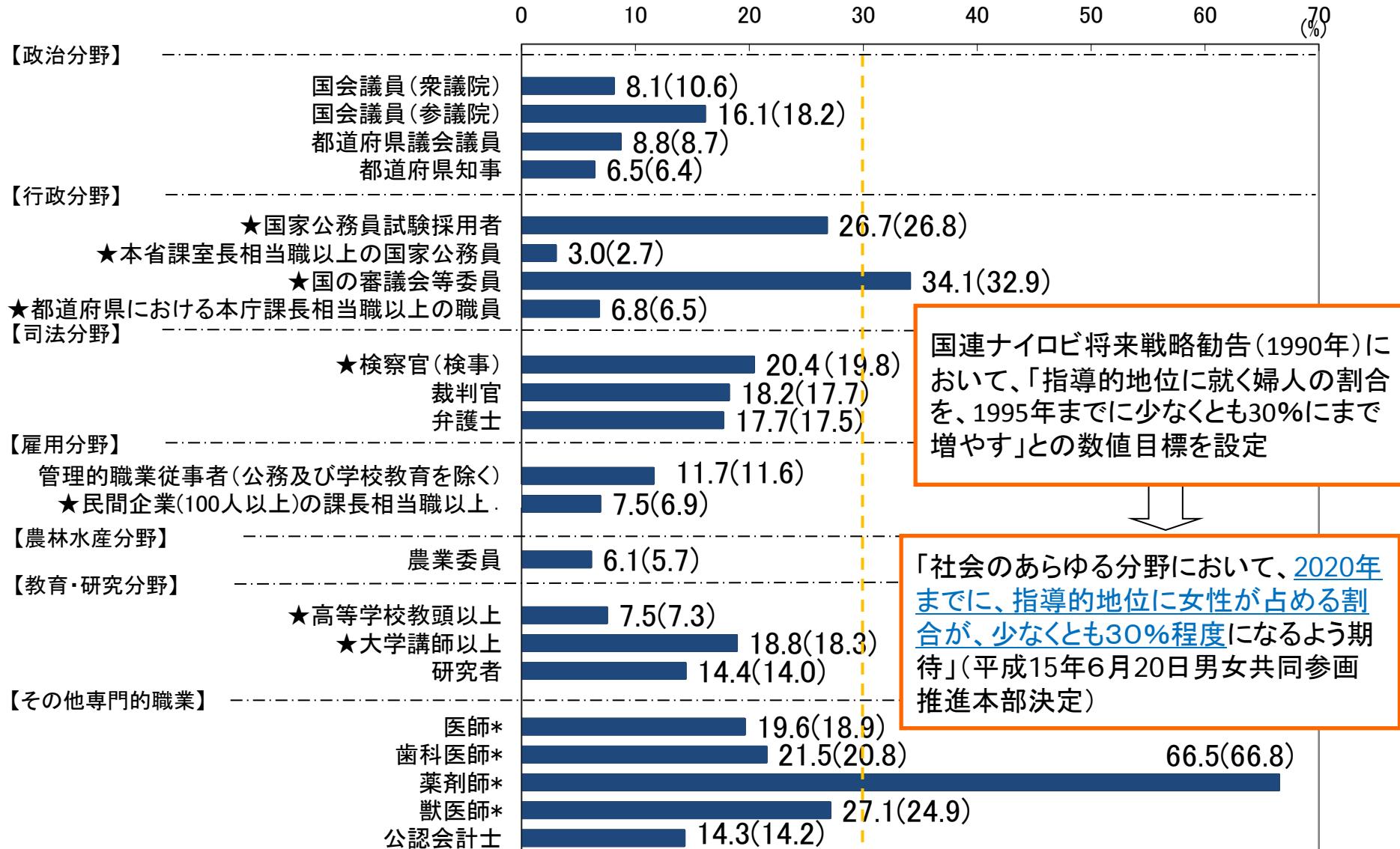
レジュメ：男女共同参画社会をめざして

1. 女性の活躍とDiversity(多様性)の必要性
2. 3Ds Democracy, Diversity, Digitalization, Disarmament
3. 今国会の重要法案:女性の職業生活における活躍推進法
4. 安倍第2次内閣における女性の活躍/輝き政策パッケージ
5. 少子化対策と男女共同参画推進
6. 合計特殊出生率(TFR)の長期低下傾向と2005年以来の反転
7. 総合的な少子化対策の必要性と2006年「新しい少子化対策」
8. 3党合意に基づく「子ども・子育て支援新制度」
9. 消費税引き上げで確保する0.7兆円含め追加の恒久財源
10. 保育の量的拡大による待機児童ゼロと質的向上
11. 施設型給付と小規模保育や家庭的保育等の地域型保育給付
12. 放課後子ども総合プランの全国実施
13. Knowledge とは何か Local knowledge 現場の知識、苦労した人の知識
Affected partners 苦労をしている人、問題解決を必要としている人 Raise the voice 声をあげる
日本女性3つの「ひ」 ⇒ 活躍の場で「ひるむな」人の前進を「ひがむな」人の足を「ひっぱるな」
日本の特質：少資源国ながら自由世界2位の経済規模となる過程でやむをえず、福祉・教育・環境
対策など後回しにした領域が多いので、いまこそ異次元投資を回復運転のために行う必要性
Geriatric Peace (民主的少子高齢化社会不戦構造) ⇒ butter or gun からmedicine or gun へ
14. SOS= Solution-Oriented Synergy (問題解決のための連結)

猪口邦子連絡先 〒100-8962 東京都千代田区永田町2-2-1 参議院会館 1105号室 電話: 03-3508-7271 FAX: 03-3508-3130

Email inoguchi@kunikoinoguchi.jp URL <http://www.kunikoinoguchi.jp/>

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 「指導的地位 等に女性が占める割合

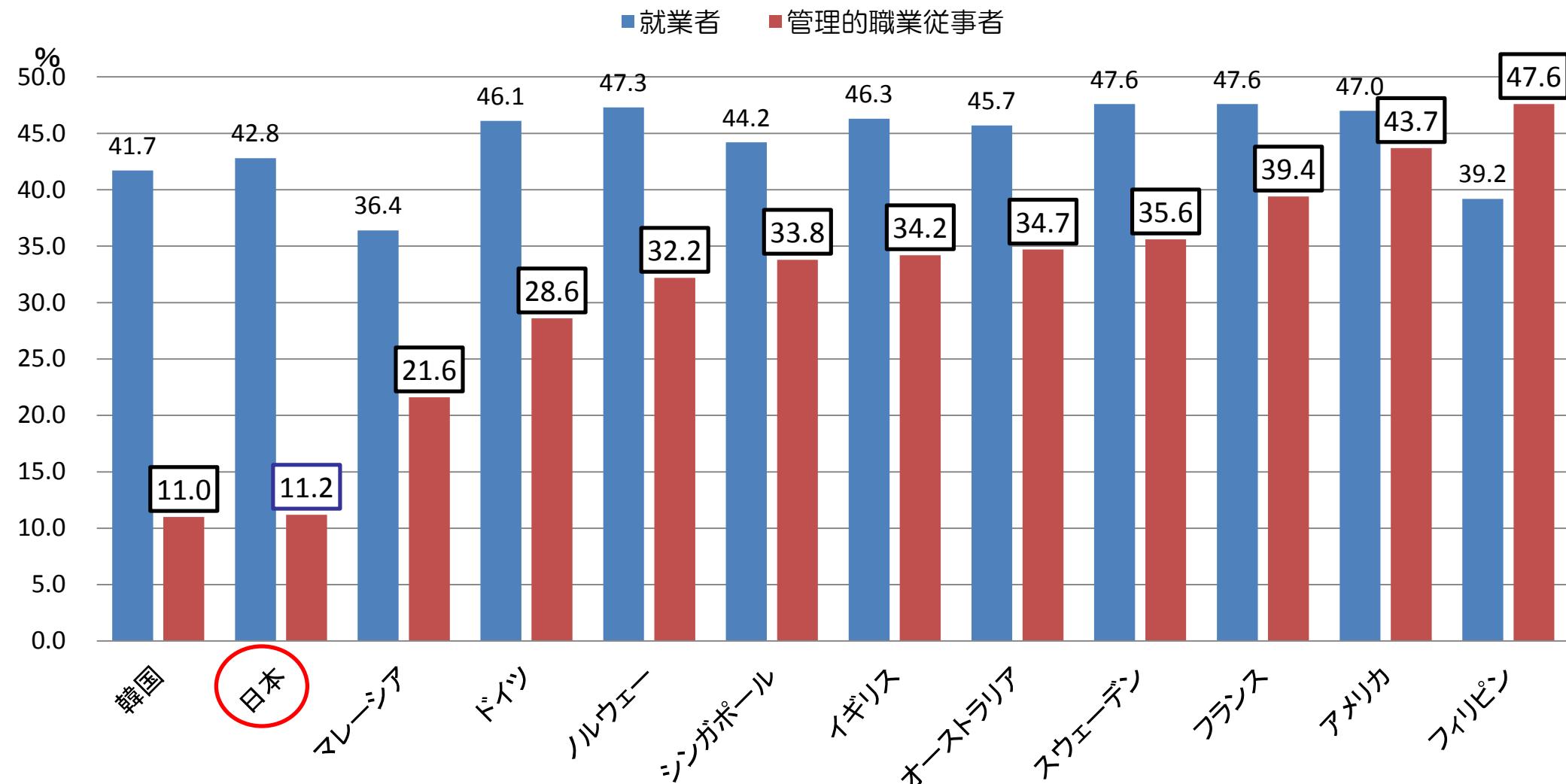


備考:「女性の政策・方針決定参画状況調べ」(平成25年12月)等より。原則として平成25年のデータ。ただし、*は平成24年のデータ。

なお、★印は、第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月17日閣議決定)において当該項目又はまとめた項目が成果目標として掲げられているもの。()内は、前年あるいは前回調査のデータ。

就業者、管理的職業従事者に占める女性割合(国際比較)

就業者に占める女性割合に比べ、管理的職業従事者に占める女性割合は国際的にみても低い



(備考) 1. 労働力調査(基本集計)(平成25年)(総務省)、データブック国際労働比較2014((独)労働政策研究・研修機構)より作成。

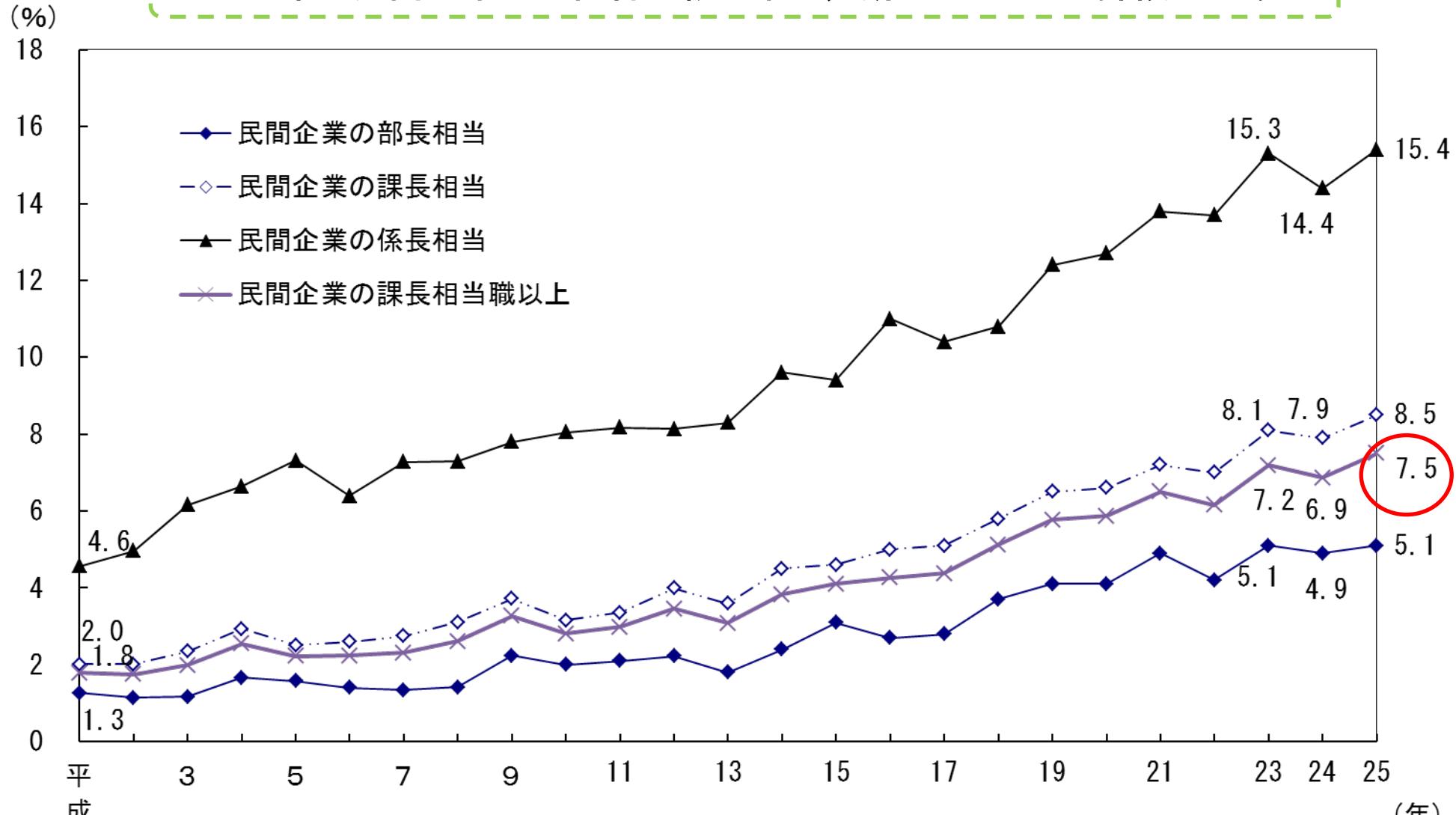
2. 日本は2013年、他の国は2012年のデータ。

Kuniko Inoguchi, Ph.D,

3. 「管理的職業従事者」とは、会社役員、企業の課長相当職以上、管理的公務員等をいう。また、管理的職業従事者の定義は国によって異なる。

民間企業の管理職に占める女性割合の推移

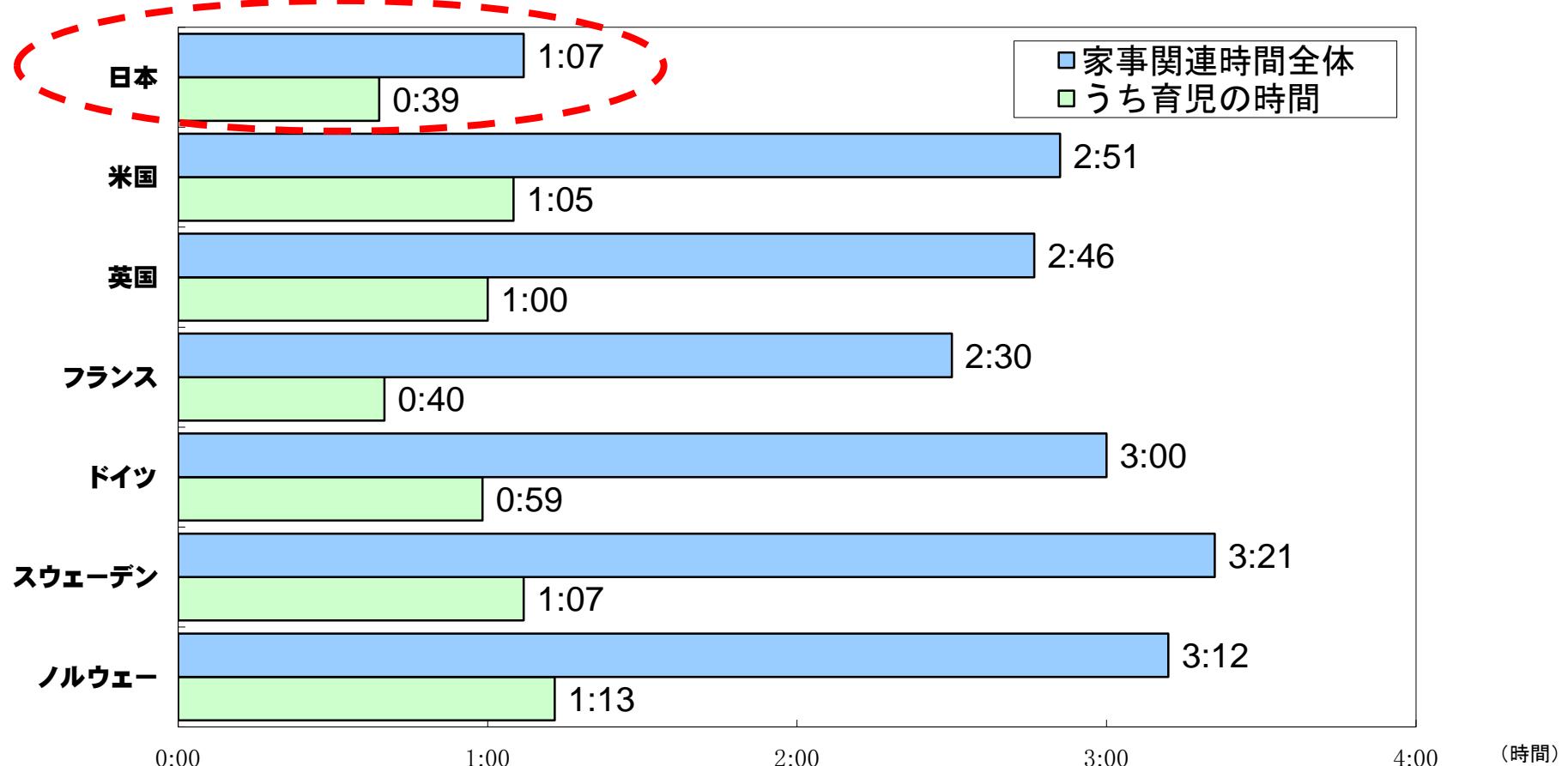
○ 日本の民間企業の女性管理職比率は長期的にみると上昇傾向にある



(備考) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成

6歳未満児のいる夫の家事・育児関連時間(1日当たり)

○ 他の先進国に比べ、日本は**男性の家事・育児関連時間が低水準**



(備考) 1. Eurostat “How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men”
(2004), Bureau of Labor Statistics of the U.S. “American Time Use Survey”
(2011) 及び総務省「社会生活基本調査」(平成23年)より作成。

2. 日本の数値は、「夫婦と子どもの世帯」に限定した夫の「家事」、「介護・看護」、「育児」
及び「買い物」の合計時間である。

少子化担当大臣としての取組

- 平成17年10月 第3次小泉改造内閣に内閣府特命担当大臣(少子化・男女共同参画)として初入閣。
- 平成18年6月 『新しい少子化対策について』のとりまとめ。
 - ・放課後子どもプランの推進
 - ・地域の子育て拠点の拡充
 - ・乳幼児全戸訪問の実施
 - ・児童手当の乳幼児加算の創設

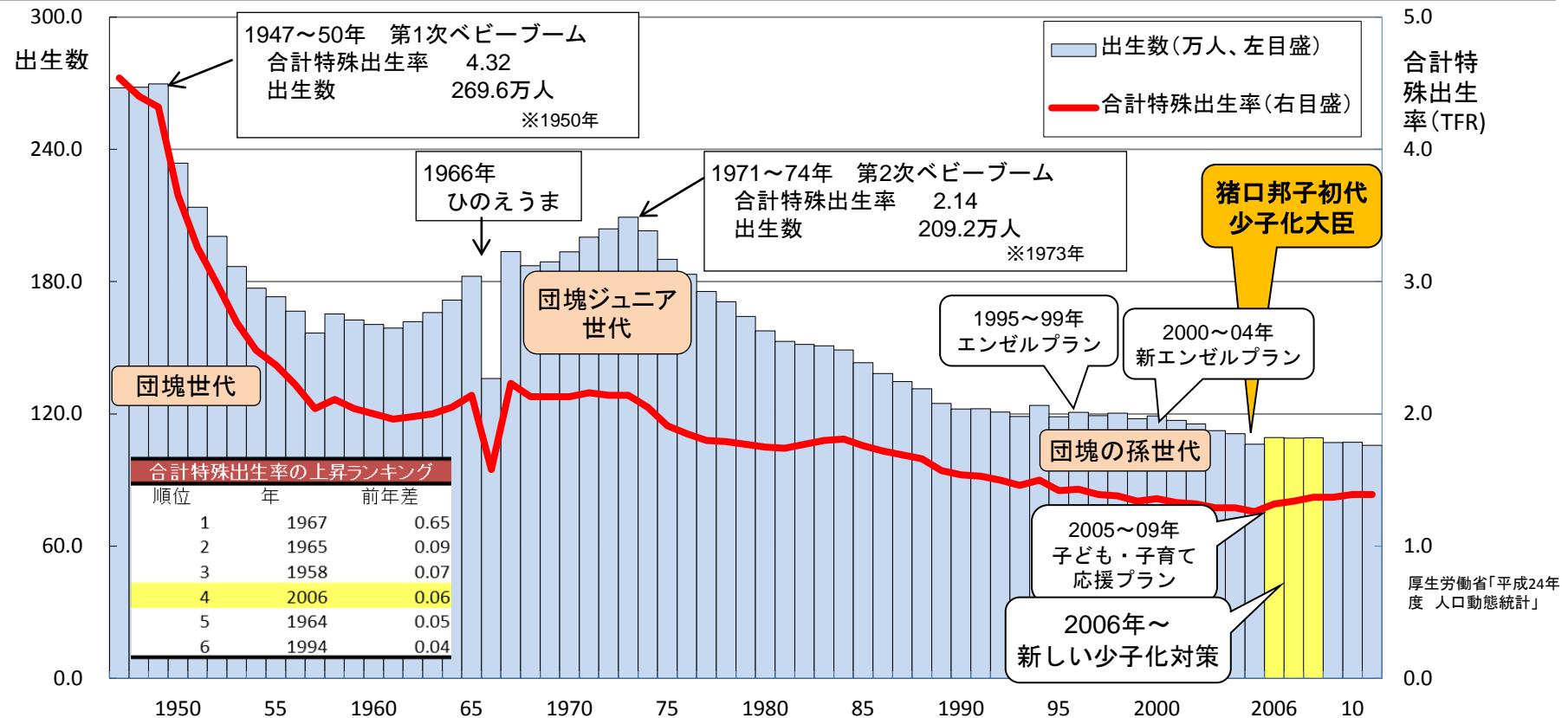
⇒ 放課後子ども総合プラン
(平成26年7月公表)(P10)

子ども・子育て支援新制度
(平成27年4月施行予定)(P4～)
等
- 平成18年9月 平成19年度少子化社会対策関係予算概算要求のとりまとめ。総額1兆6745億円(前年度比10.4%増)と国が少子化対策に全力で取り組むことを示す予算要求となった。特に義務的経費及び特別会計を除いたいわゆる政策的経費は31.3%の増額を要求した。

出生数及び合計特殊出生率の推移

1971年代前半の第2次ベビーブーム以降、30年間にわたって出生数、合計特殊出生率(Total Fertility Rate=TFR)ともに減少傾向にあつた。小泉純一郎総理大臣は合計特殊出生率が1.26と過去最低を記録した2005年10月、初当選直後の猪口邦子を初代専任の少子化大臣 兼 男女共同参画大臣に任命した。猪口少子化大臣のもとで出生数およびTFRは好転し、2006年の出生数は1,092,670人と前年を30,140人、TFRは1.32と前年を0.06ポイント上回った。

2006年の出生数の伸びは1994年に50,046人増加して以来12年ぶりの大きな増加であった。出生率は2000年以来6年ぶりに前年を上回り、前年からの伸びはおよそ40年ぶりの大幅な上昇となった。以来TFRは上昇し、2007年には1.34、2008年および2009年にはともに1.37。2010年と2011年はともに1.39まで回復した。2013年は1.43。



Update on Japan

猪口邦子 政治学博士 (Ph.D.)

参議院議員

参議院 沖縄 及び 北方問題に関する特別委員長

日本学術会議会員 (政治学)

©Kuniko INOGUCHI, Ph.D.
Kuniko Inoguchi, Ph.D.,
討論資料

www.kunikoinoguchi.jp
inoguchi@kunikoinoguchi.jp
Tel: 03-6550-1105
Fax: 03-6551-1105



男女共同参画(Gender Equality)に関する政府の取組

国会で全会一致で可決・制定された「男女共同参画基本法」(1999年)に基づき、男女共同参画基本計画を策定し、総合的かつ計画的に施策を推進している。

1986年 4月	男女雇用機会均等法 施行 →定年・退職・解雇に関する女性差別の禁止
	1997年12月 行政改革会議最終報告 →男女共同参画会議の設置を決定
1999年 4月	男女雇用機会均等法 改正 →募集・採用や配置・昇進に関する女性差別の禁止、セクシュアル・ハラスメントへの事業主の配慮を義務づけ
1999年 6月	男女共同参画社会基本法 施行
2000年 6月	男女共同参画会議 設置
2000年12月	男女共同参画基本計画閣議決定
2005年12月	第2次男女共同参画基本計画閣議決定
2006年 6月	男女雇用機会均等法 改正 身長を採用条件とするなど間接差別禁止
2010年12月	第3次男女共同参画基本計画閣議決定



男女共同参画会議

男女共同参画基本法(1999年6月23日公布・施行)

【5つの基本理念】

①男女の人権の尊重(第3条)

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性もひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保する必要があります。

②社会における制度又は慣行についての配慮(第4条)

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるように社会の制度や慣行の在り方を考える必要があります。

③政策等の立案及び決定への共同参画(第5条)

男女が、社会の対等なパートナーとして、いろいろな方針の決定に参画できる機会を確保する必要があります。

④家庭生活における活動と他の活動との両立(第6条)

男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事をしたり、学習したり、地域活動ができるようにする必要があります。

⑤国際的協調(第7条)

男女共同参画社会づくりのために、国際社会と共に歩むことも大切です。他の国々や国際機関とも相互に協力して取り組む必要があります。

【国、地方公共団体及び国民の責務】

・国は、施策を総合的に策定し、実施(第8条)

・地方公共団体は、地域の特性をいかした施策を展開(第9条)

・国民は男女共同参画社会づくりに協力(第10条)

少子化担当大臣としての取組

- 平成17年10月 第3次小泉改造内閣に内閣府特命担当大臣(少子化・男女共同参画)として初入閣。
- 平成18年6月 『新しい少子化対策について』のとりまとめ。
 - ・放課後子どもプランの推進
 - ・地域の子育て拠点の拡充
 - ・乳幼児全戸訪問の実施
 - ・児童手当の乳幼児加算の創設

⇒ 放課後子ども総合プラン
(平成26年7月公表)(P10)

子ども・子育て支援新制度
(平成27年4月施行予定)(P4~)

等
- 平成18年9月 平成19年度少子化社会対策関係予算概算要求のとりまとめ。総額1兆6745億円(前年度比10.4%増)と国が少子化対策に全力で取り組むことを示す予算要求となった。特に義務的経費及び特別会計を除いたいわゆる政策的経費は31.3%の増額を要求した。

新しい少子化対策について（平成18年6月20日策定）の概要

（1）子育て支援策

I 新生児・乳幼児期（妊娠・出産から乳幼児期まで）

- ① 出産育児一時金の支払い手続の改善
- ② 妊娠中の健診費用軽減
- ③ 不妊治療の公的助成の拡大
- ④ 妊娠初期の休暇などの徹底・充実
- ⑤ 産科医等の確保等産科医療システムの充実
- ⑥ 児童手当制度における乳幼児加算の創設
- ⑦ 子育て初期家庭に対する家庭訪問を組み入れた子育て支援ネットワークの構築

II 未就学期（小学校入学前まで）

- ① 全家庭を対象とする地域における子育て支援拠点の拡充
- ② 待機児童ゼロ作戦の更なる推進
- ③ 病児・病後児保育、障害児保育等の拡充
- ④ 小児医療システムの充実
- ⑤ 行動計画の公表等次世代育成支援対策推進法の改正の検討
- ⑥ 育児休業や短時間勤務の充実・普及
- ⑦ 事業所内託児施設を含め従業員への育児サービスの提供の促進
- ⑧ 子どもの事故防止策の推進
- ⑨ 就学前教育についての保護者負担の軽減策の充実

III 小学生期

- ① 全小学校区における「放課後子どもプラン」（仮称）の推進
- ② スクールバスの導入等、学校や登下校時の安全対策

国民運動の推進

（1）家族・地域の絆を再生する国民運動

- ① 「家族の日」や「家族の週間」の制定
- ② 家族・地域の絆に関する国、地方公共団体による行事の開催
- ③ 働き方の見直しについての労使の意識改革を促す国民運動

IV 中学生・高校生・大学生期

- ① 奨学金の充実等
- ② 学生ベビーシッター等の推奨

（2）働き方の改革

- ① 若者の就労支援
- ② パートタイム労働者の均衡待遇の推進
- ③ 女性の継続就労・再就職支援
- ④ 企業の子育て支援の取組の推進
- ⑤ 長時間労働の是正等の働き方の見直し
- ⑥ 働き方の見直しを含む官民一体子育て支援推進運動

（3）その他の重要な施策

- ① 子育てを支援する税制等を検討
- ② 里親・養子縁組制度の促進と広報・啓発
- ③ 地域の退職者、高齢者等の人材活用による世代間交流の推進
- ④ 児童虐待防止対策及び要保護児童対策の強化
- ⑤ 母子家庭等の総合的な自立支援対策の推進
- ⑥ 食育の推進
- ⑦ 家族用住宅、三世代同居・近居の支援
- ⑧ 結婚相談等に関する認証制度の創設

（2）社会全体で子どもや生命を大切にする運動

- ① マタニティマークの広報・普及
- ② 有害な情報の流通への注意と子どもに有用な情報提供
- ③ 生命や家族の大切さについての理解の促進

< 少子化対策の経緯 >

2003(平成15年)7月
9月

2004(平成16年)6月

2004(平成16年)12月
2005(平成17年)4月

2006(平成18年)6月

2007(平成19年)12月

2008(平成20年)2月

2010(平成22年)1月

2010(平成22年)11月

2012(平成24年)3月

2012(平成24年)8月

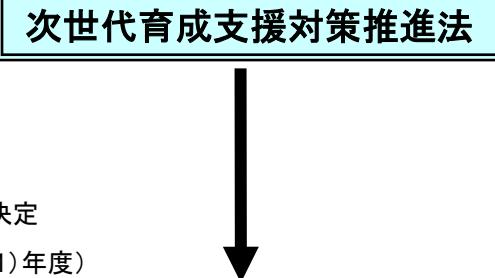
2013(平成25年)4月

2013(平成25年)6月

2015(平成27年)4月 予定



少子化危機突破のための緊急対策 hi, Ph.D,



子ども・子育て支援新制度の施行

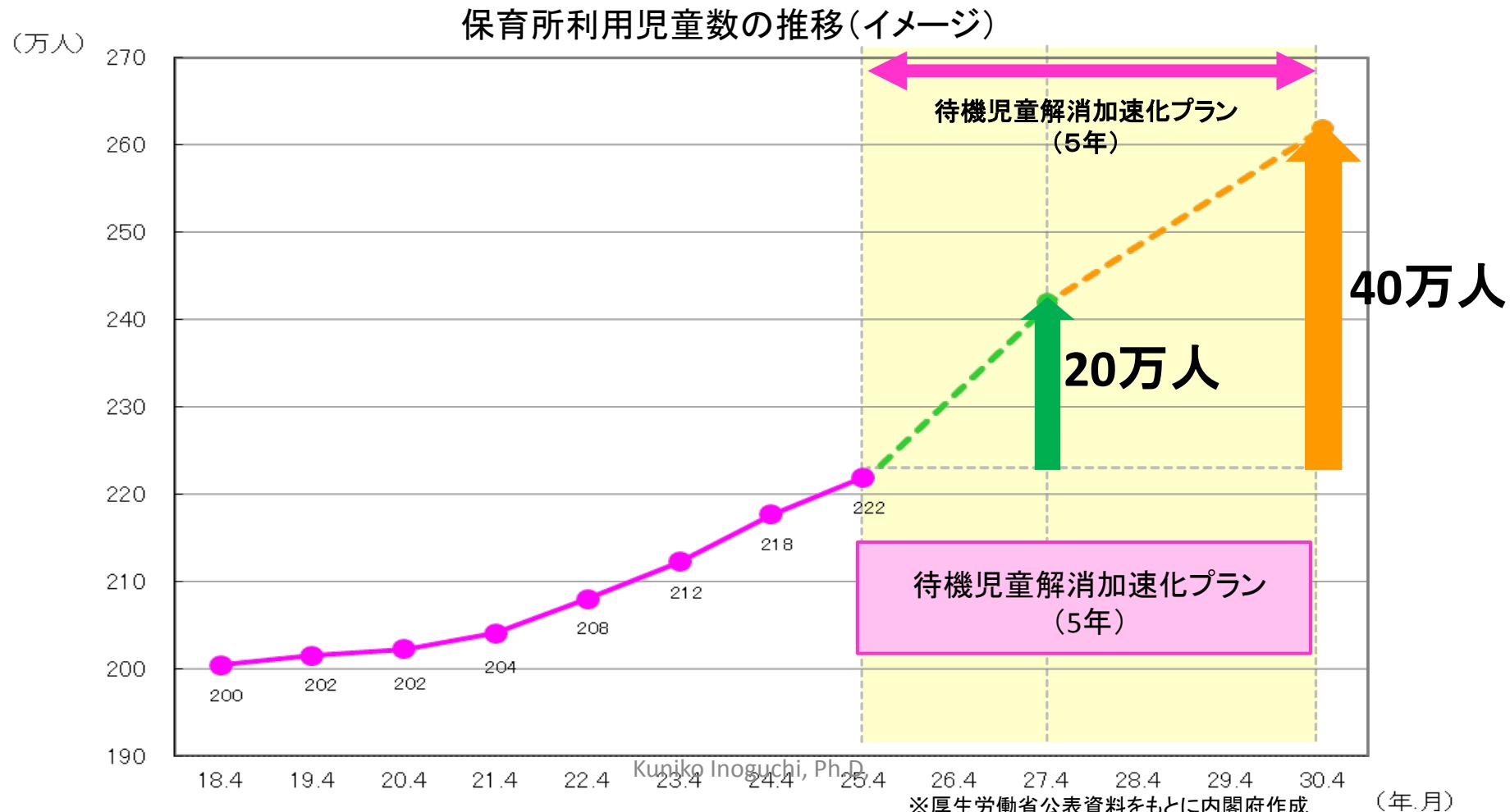
延長 10

保育の拡充

待機児童解消加速化プラン

2年で20万人、5年で40万人分の保育の受け皿を確保し、**平成29年度末までに待機児童の解消を目指す。**

→ 加速化プラン参加自治体数 **454市区町村**（平成26年9月現在）
保育拡大量 **約19.1万人**（平成25・26年度）



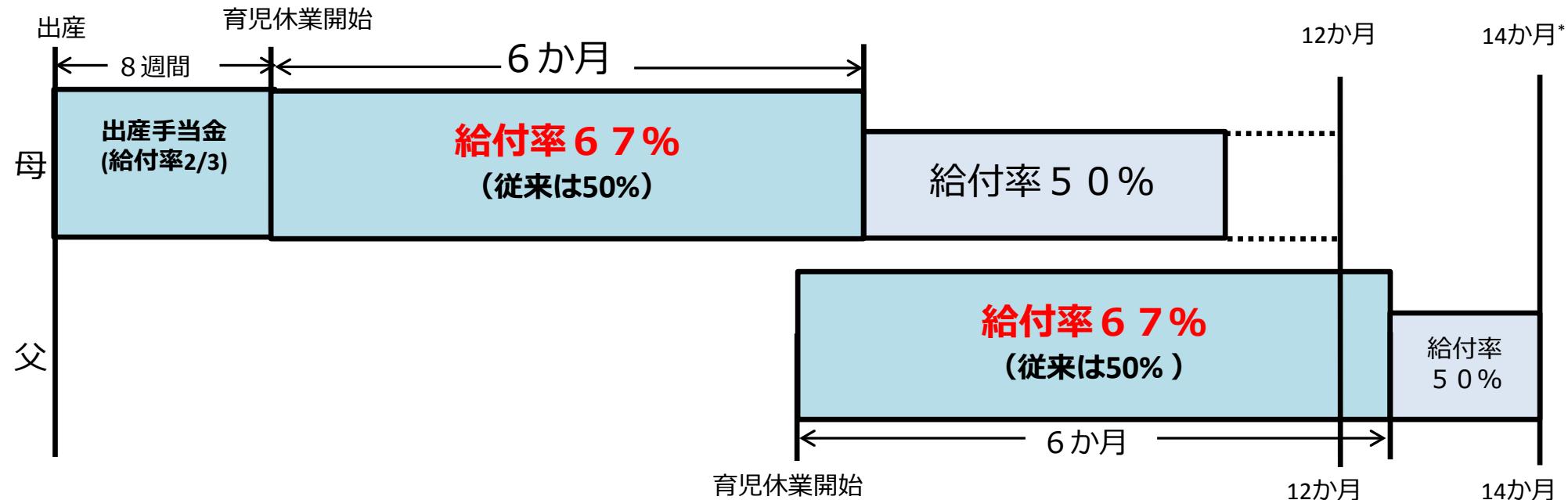
育児休業給付の充実

給付の増加 (2014年4月1日施行)

育児休業給付を休業開始前賃金の**50% ⇒ 67%**に引き上げ(休業開始後6月)

男女ともに育児休業を取得することを更に促進

(育児休業取得率(2013年度速報) 男性2.03% 女性76.3%)



※ 育児休業給付は非課税となっていること、また、育児休業期間中には社会保険料免除措置があることから、休業前の税・社会保険料支払後の賃金と比較した**実質的な給付率は8割程度**となる。

子ども・子育て支援新制度のポイント

- 自公民3党合意を踏まえ、子ども・子育て関連3法が成立(平成24年8月)。幼児教育・保育・地域の子ども・子育て支援を総合的に推進。
- 消費税の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含め、追加の恒久財源を確保し、すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図る。
- 新制度は平成27年4月の本格施行を予定。市町村が、地方版子ども・子育て会議の意見を聴きながら、子ども・子育て支援事業計画を策定し、実施。

経済財政運営と改革の基本方針2014～デフレから好循環拡大へ～（平成26年6月24日）（抜粋）

1. 女性の活躍、教育再生を始めとする人材力の充実・発揮

(4) 少子化対策

(略)新たな少子化社会対策の大綱を平成26年度中に策定するとともに、子ども・子育て支援新制度を平成27年4月に施行する方針の下、取り組む。また、本制度に基づく幼児教育・保育・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るための財源の確保については着実に進め、消費税分以外も含め適切に対応していく。

※ なお、消費税8%への引上げによる增收分を活用し、平成26年4月から、新制度への円滑な移行を図るための先行的な取り組みである「保育緊急確保事業」を実施し、子ども・子育て支援の充実を図る。

子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の改善」項目（案）

- 消費税の引き上げにより確保する0.7兆円の範囲で実施する事項と0.3兆円超の追加の恒久財源が確保された場合に1兆円超の範囲で実施する事項の案。

	量的拡充	質の改善 ※2
所要額	0.4兆円程度 ※1	0.3兆円程度～0.6兆円超程度
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ●認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育の量的拡充 (待機児童解消加速化プランの推進等) 	<ul style="list-style-type: none"> ◎3歳児の職員配置を改善(20:1→15:1) △1歳児の職員配置を改善(6:1→5:1) △4・5歳児の職員配置を改善(30:1→25:1) ○私立幼稚園・保育所等・認定こども園の職員給与の改善(3%～5%) ○小規模保育の体制強化 ○減価償却費、賃借料等への対応 など
	<ul style="list-style-type: none"> ●地域子ども・子育て支援事業の量的拡充 (地域子育て支援拠点、一時預かり、放課後児童クラブ等) 	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童クラブの充実 ○一時預かり事業の充実 ○利用者支援事業の推進 など
	<ul style="list-style-type: none"> ●社会的養護の量的拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童養護施設等の職員配置基準の改善 ○児童養護施設等での家庭的な養育環境の推進 ○民間児童養護施設の職員給与等の改善 など
	量的拡充・質の改善 合計 0.7兆円程度～1兆円超程度	

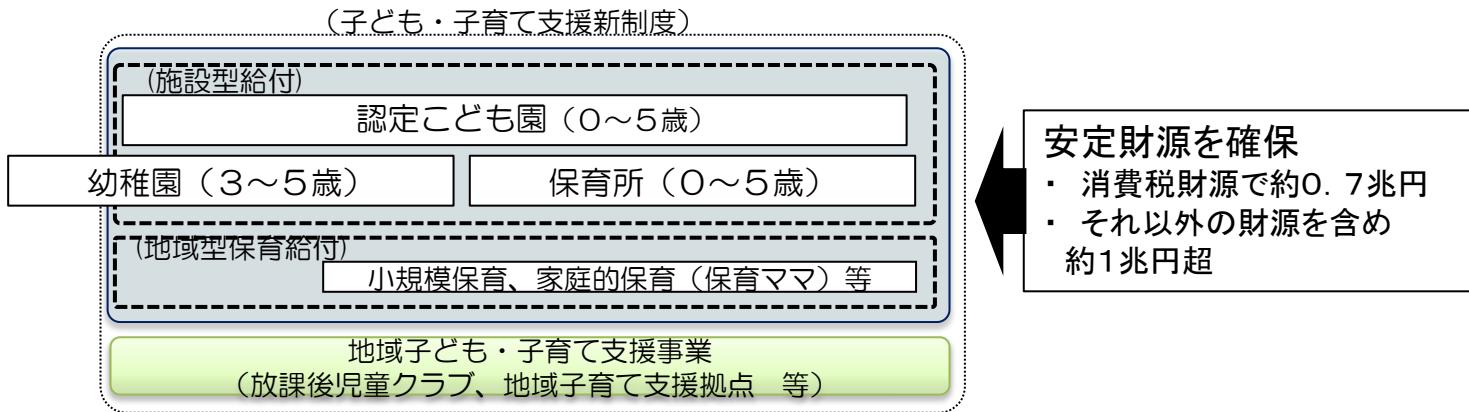
※1 「量的拡充」のための所要額は、市町村子ども・子育て支援事業計画に盛り込まれた「量の見込み」「確保方策」の実現に要する費用であり、最終的には、市町村子ども・子育て支援事業計画の積み上げにより計算されるもの。現在、各市町村において「量の見込み」等の算出作業を行っている途上であることから、現時点では、一定の前提を置いて「量の見込み」を仮置きして積算。

※2 「質の改善」の事項のうち、◎は0.7兆円の範囲ですべて実施する事項。○は一部を実施する事項、△はその他の事項

- 平成27・28年度において、「消費税率引き上げによる增收額」及びそのうち「子ども・子育て支援の充実」に充てる額は、各年度の予算編成過程を経て決定。

①幼児期の学校教育・保育・子育て支援について共通の仕組みの下で必要な財源を確保

◇ 幼児期の学校教育、保育、子育て支援の量・質の充実



■待機児童の解消

■地域の子育て支援の拡充

②市町村が計画的に待機児童解消などの地域の子育て基盤を整備(市町村の責務として位置づけ)

- 市町村は地域の需要を把握し、需要を満たすための計画を策定
- ①の共通の仕組みの下で必要な財源を確実に確保

③規制の見直し等により保育需要の増大に対応

- 保育所の量的拡充
 - 認可制度の見直し(*)により、大都市部の保育の需要増大に対応
※保育需要がある限り、質を満たしたものと「認可するものとする」(認可の恣意性の排除)
- 小規模保育等の新設(特に場所等の確保が難しい大都市部の保育需要増大、地域の保育の確保に対応)
 - 20人未満の小規模保育、事業所内保育、保育ママ等に対する財政支援を拡充

地域の実情に応じた子育て支援の展開

人口減少地域での展開

子どもが減少する中で、適切な育ちの環境を確保することが課題

子ども・子育て支援新制度の主なポイント

大都市部での展開

潜在的なニーズにまで応え得る待機児童対策が課題
(保育所待機児童解消加速化プランなど)

子どもが減少しても、認定こども園を活用し、**一定規模の子ども集団を確保**しつつ、教育・保育の提供が可能

①認定こども園制度の改善

- ・幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設
- ・「二重行政の解消」「財政支援の充実」により、地域実情に応じた展開が可能

子どもが減少し、保育所(20人以上)として維持できない場合でも、小規模保育等として、**身近な場所で保育の場の維持**が可能

②小規模保育等への財政支援の創設

- ・「小規模保育」(定員6~19人)、「保育ママ」(定員1~5人)等に対する財政支援(地域型保育給付)を創設

地域子育て支援拠点(子育てひろば)、一時預かりなど、**在宅の子育て支援家庭に対する支援**を中心に展開
※取組を容易とするための見直し

③地域の実情に応じた子育て支援の充実

- ・地域の実情に応じ、市町村の判断で実施できる13の子育て支援事業を法定
- ・在宅の子育て家庭(0~2歳の子どもを持つ家庭の7割)を中心とした支援の充実

施設・人員に余裕のある幼稚園の認定こども園移行により、**待機児童の解消**が可能

土地の確保が困難な地域でも、既存の建物の賃借等により、**機動的な待機児童対策**を講じることが可能

延長保育、病児保育、放課後児童クラブなど、**多様な保育ニーズに応える事業**を中心に展開

④市町村が実施主体

- ・住民に身近な市町村に、子育て支援の財源と権限を一元化
- ・市町村は地域住民の多様なニーズを把握した上で、計画的に、その地域に最もふさわしい子育て支援を実施

新制度の基盤

⑤社会全体による費用負担

- ・消費税率引上げにより、国・地方の恒久財源を確保
- ・質・量の充実を図るため、消費税率の引上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1兆円超程度の追加財源が必要

すべての女性が輝く政策パッケージ（ポイント）

- 様々な状況に置かれた女性が、自らの希望を実現して輝くことにより、我が国最大の潜在力である「女性の力」を最大限発揮できる活力ある社会、男性も女性もすべての人にとって暮らしやすい社会をつくる。
- 当面講すべき政策を提示し、できるものから着手。必要な法的措置を含めて速やかに進めていく。

健康で安定した生活をしたい

＜課題＞
ひとりで子供を抱えながら働き、生活に不安がある。
健康問題について相談したい。

＜対応＞

- 母子家庭に対してワンストップの相談窓口で、個人のニーズに応じた生活支援・就労支援を提供
- 生涯を通じた女性の健康相談支援を充実

生活と就労に関して自分に合った支援が受けられる

安心して妊娠・出産・子育て・介護をしたい

＜課題＞
子育てに対する不安があるが、相談先がわからない、悩みを相談する相手がない。

＜対応＞

- コーディネーターを地域に配置し、個別のニーズに応じた切れ目のない支援を提供
- 子育ての相談や親子同士の交流ができる支援拠点を充実

子育てなどに対する不安や孤立感が解消できる

地域で活躍したい・起業したい

＜課題＞
地域貢献や起業をしたいが、機会やノウハウがない。

＜対応＞

- 子育て支援員（仮称）制度を創設
- 創業スクールを開催し起業のノウハウを提供

家事や子育てなどの経験を活かすことができる

すべての女性が輝く社会

～各々の希望に応じ、家庭・地域・職場において、個性と能力を十分に発揮～

自らのライフスタイル・ライフステージに合った働き方が実現できる

希望や状況に応じた情報が容易に得られるようになる

＜対応＞

- ストーカー予防や被害者の支援を含む総合対策を策定
- 配偶者からの暴力に対する支援を充実

＜課題＞
ストーカーなどからの身の危険を感じる。
自分と家族の安全を守りたい。

安全・安心な暮らしをしたい

＜対応＞
● 企業等の女性雇用の目標や計画の策定などを促進する新しい法案を国会に提出

＜課題＞
会社の中でステップアップしたいが、壁を感じる。

- 「働く女性の待遇改善プラン」などを策定し、非正規社員の待遇改善や正社員化を支援
- 長時間労働抑制の取組や、フレックスタイム制に関するニーズに応じた柔軟な働き方をより実践しやすくするための見直しを検討
- 妊娠・出産による解雇等の不利益取扱いが起らぬる職場づくりの推進

＜課題＞
非正規雇用で働いているが将来が不安。
ワークライフバランスのとれた働き方がしたい。
妊娠・出産しても働き続けたい。

職場で活躍したい

※本政策パッケージの女性の希望に即した6つの項目における課題とそれへの対応策を例示。

すべての女性が輝くための「暮らしの質」の向上

女性の視点に立って、日々の暮らしの悩みや不便等の解消を図る

- 女性が快適で安全に過ごせる空間づくりなど、誰もが暮らしやすい社会づくりへ

子ども・子育て支援新制度の財源確保について

- 「量的拡充」と「質の改善」は二者択一の関係にあるものではなく、両者は車の両輪。待機児童解消加速化プラン等の実現のためには、保育士等の処遇改善、研修の充実等のこれを支える「質の改善」が必要であり、十分な財源を確保して、制度を円滑かつ安定的に施行することが必要。

1. 社会保障・税一体改革に関する確認書（社会保障部分）（抄）
(平成24年6月15日　自由民主党・公明党・民主党　社会保障・税一体改革（社会保障部分）に関する実務者間会合)

二. 社会保障改革関連5法案について

(1) 子育て関連の3法案の修正等

- ⑤ その他、法案の附則に以下の検討事項を盛り込む。
○ 政府は、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るため、安定財源の確保に努める。
⑥ 幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るため、今回の消費税率の引き上げによる財源を含めて1兆円超程度の財源が必要であり、政府はその確保に最大限努力する。

2. 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）抜粋

附則

（財源の確保）

第三条 政府は、教育・保育その他の子ども・子育て支援の量的質的拡充及び質の向上を図るための安定した財源の確保に努めるものとする。

3. 子ども・子育て関連3法案に対する附帯決議

(平成24年8月10日参議院　社会保障と税の一体改革に関する特別委員会)

十五、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るためには、1兆円超程度の財源が必要であり、今回の消費税率の引上げにより確保する0.7兆円程度以外の0.3兆円超について、速やかに確保の道筋を示すとともに、今後の各年度の予算編成において、財源の確保に最大限努力するものとすること。

4. 少子化危機突破のための緊急対策

(平成25年6月7日　少子化社会対策会議決定)（抜粋）

5 制度・財政面での対応

- (1) 子ども・子育て支援新制度等の財源確保
○ 「子ども・子育て支援新制度」の平成27年4月（予定）における円滑な施行を図るため、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るための財源として、消費税引き上げによる財源（0.7兆円）を含め1兆円超程度の確保に努める。

5. 社会保障制度改革国民会議報告書

(平成25年8月6日)（抜粋）

3 次世代育成支援を核とした新たな全世代での支え合いを

(1) 取り組みの着実な推進のための財源確保と人材確保

(略) 子ども・子育て支援新制度に即した、積極的かつ着実な推進が必要であるが、そのためには財源確保が欠かせない。とりわけ子ども・子育て支援は未来社会への投資であり、量的な拡充のみならず質の改善が不可欠である。そのため今般の消費税引き上げによる財源（0.7兆円）では足りず、附帯決議された0.3兆円超の確保を今後図っていく必要がある。

6. 経済財政運営と改革の基本方針2014～デフレから好循環拡大へ～

(平成26年6月24日)（抜粋）

1. 女性の活躍、教育再生を始めとする人材力の充実・発揮

(4) 少子化対策

(略) 新たな少子化社会対策の大綱を平成26年度中に策定するとともに、子ども・子育て支援新制度を平成27年4月に施行する方針の下、取り組む。また、本制度に基づく幼児教育・保育・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るための財源の確保については着実に進め、消費税分以外も含め適切に対応していく。

「放課後子ども総合プラン」の全体像

趣旨・目的

- 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進める

国全体の目標

- 平成31年度末までに
■放課後児童クラブについて、**約30万人分**を新たに整備
(約90万人⇒約120万人)
・新規開設分の約80%を小学校内で実施
■全小学校区（約2万か所）で一体的に又は連携して実施し、うち**1万か所以上**を一体型で実施
(約600か所⇒1万か所以上) **を目指す**
※小学校外の既存の放課後児童クラブについても、ニーズに応じ、余裕教室等を活用
※放課後子供教室の充実（約1万力所⇒約2万力所）

市町村及び都道府県の取組

- 国は「放課後子ども総合プラン」に基づく取組等について次世代育成支援対策推進法に定める**行動計画策定指針に記載**
○市町村及び都道府県は、行動計画策定指針に即し、**市町村行動計画及び都道府県行動計画**に、
・平成31年度に達成されるべき一体型の目標事業量
・小学校の余裕教室の活用に関する具体的な方策
などを記載し、**計画的に整備**
※行動計画は、子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定も可

市町村及び都道府県の体制等

- 市町村には「運営委員会」、都道府県には「推進委員会」を設置し、教育委員会と福祉部局の連携を強化
○「総合教育会議」を活用し、首長と教育委員会が、学校施設の積極的な活用など、総合的な放課後対策の在り方について十分協議

学校施設を徹底活用した実施促進

- 学校施設の活用に当たっての責任体制の明確化**
・実施主体である市町村教育委員会又は福祉部局等に管理運営の責任の所在を明確化
・事故が起きた場合の対応等の取決め等について協定を締結するなどの工夫が必要
- 余裕教室の徹底活用等に向けた検討**
・既に活用されている余裕教室を含め、運営委員会等において活用の可否を十分協議
- 放課後等における学校施設の一時的な利用の促進**
・学校の特別教室などを学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯に活用するなど、一時的な利用を積極的に促進

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施

○一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の考え方

- ・全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、**同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるもの**

- 全ての児童が一緒に学習や体験活動を行うことができる共通のプログラムの充実
- 活動プログラムの企画段階から両事業の従事者・参画者が連携して取り組むことが重要
- 実施に当たっては、特別な支援を必要とする児童や特に配慮を必要とする児童にも十分留意
- 放課後児童クラブについては、生活の場としての機能を十分に担保することが重要であるため、市町村が条例で定める基準を満たすことが必要



放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携による実施

○放課後児童クラブ及び放課後子供教室が小学校外で実施する場合も両事業を連携

- ・学校施設を活用してもなお地域に利用ニーズがある場合には、**希望する幼稚園などの社会資源の活用も検討**
- ・現に公民館、児童館等で実施している場合は、引き続き当該施設での実施は可能



※国は「放課後子ども総合プラン」に基づく市町村等の取組に対し、必要な財政的支援策を毎年度予算編成過程において検討



§ 世界の女性の活躍促進策の例

- 平等促進の企業計画

Sweden, Spain, Finland 企業による男女共同参画計画とpositive action 策定・実施義務付け

- UK, Canada, Namibia, South Africa 企業のdiversity 推進計画義務付け

- 男女別データ作成・報告

韓国 従業員500人以上の企業に対し、男女別、職種別の従業員数の提出義務

Austria 従業員1000人以上の企業に対し、男女別平均賃金等の情報公開を義務付け

- 男女の賃金格差解消

Germany, Switzerland 企業の自己チェックのツール(アプリ)提供

Finland 2015年までに賃金格差を15%以内にと政府/労働者団体と合意

France 男女間給与格差解消措置の検討義務付け

Update on Japan

猪口邦子 政治学博士 (Ph.D.)

参議院議員

参議院 沖縄 及び 北方問題に関する特別委員長

日本学術会議会員 (政治学)

©Kuniko INOGUCHI, Ph.D.

討議資料

www.kunikoinoguchi.jp

inoguchi@kunikoinoguchi.jp

Tel: 03-6550-1105

Fax: 03-6551-1105



§ 世界の女性の活躍促進策の例（続き）

- 取締役等への女性の登用の促進

Iceland, Spain, Norway, France: 40% (2013～2017年までに)

Italy, Belgium: 33% 国営企業・上場企業(2015年、2017年)

Netherland 30%へ(従業員250人以上の企業2016年までに)

Malaysia 30%へ(上場企業 2016年までに)

EU 自主的取組み促進: 取締役の女性割合を2015年までに 30%、
2020年までに40%とするよう自主的に取組むよう企業と協定

UK FTSE100(ロンドン証券取引所上場企業のうち時価総額の上位100社)の
企業を対象に取締役の女性割合を2015年までに25%とするよう推奨

Australia 証券市場での開示推奨:

Netherland 憲章(政府、企業、労働組合による女性幹部増強のための)

Denmark 憲章(政府と企業等10団体による管理職に女性を増やす憲章)

Update on Japan

猪口邦子 政治学博士 (Ph.D.)

参議院議員

参議院 沖縄 及び 北方問題に関する特別委員長

日本学術会議会員 (政治学)

©Kuniko INOGUCHI, Ph.D.

討議資料

www.kunikoinoguchi.jp

inoguchi@kunikoinoguchi.jp

Tel: 03-6550-1105

Fax: 03-6551-1105



§ 世界の女性の活躍促進策の例（続き）：補助金と税制優遇 2013/3/4

企業の取り組みを促進するための政府によるincentive付与

Austria 家族に親和的環境監査制度を持つ企業に1万Euro

Germany 企業内保育所設置企業に保育費50%助成(上限 6000 Euro)

France 従業員50人未満の企業に出産、育児、養子休業を取得する従業員の代替要員費用を補助

企業の取り組みを促進するための政府によるincentive付与

Austria 家族に親和的環境監査制度を持つ企業に1万Euro

Germany 企業内保育所設置企業に保育費50%助成(上限 6000 Euro)

France 従業員50人未満の企業に出産、育児、養子休業を取得する従業員の代替要員費用を補助

Korea 育児休職取得者等の雇用を継続した企業に支援金

代替職員費用の費用補助； 契約期間が1年以下の契約・派遣労働者が妊娠16週以上または出産休暇期間に労働契約期間が満了したにもかかわらず事業主が当該労働者を継続雇用したが愛、労働部長官が告示する金額を6ヶ月支援

UK 育児費用を補助した企業に企業が払う国民保険料を免除し、その従業員の所得税を控除

France work life balance に支出をした企業に家族控除として補助

US 公共調達で、契約する企業のうち、女性が経営する企業の割合を5%とする目標設定vv

Update on Japan

猪口邦子 政治学博士（Ph.D.）

参議院議員

参議院 沖縄 及び 北方問題に関する特別委員長

日本学術会議会員（政治学）

©Kuniko INOGUCHI, Ph.D.

討議資料

www.kunikoinoguchi.jp

inoguchi@kunikoinoguchi.jp

Tel: 03-6550-1105

Fax: 03-6551-1105



農村再生・都市再生・地域再生・女性

- 農地中間管理機構と新規就農 ⇒ 農業の多面的機能と新・農村立国への勧め
- 少子高齢化と都市環境の改善： 安全な歩行空間と健康長寿 ⇒ 歩道立国への勧め
- 大きな地域屋根の下で： 近居・同居・子供中心社会へ
- 広域連携コンパクトシティと勉強型都市空間へ
- 大学中心の街づくり： 米国のサンシティ構想の成功 ⇒ 大学の周りに老人施設
- コンビニ・交番・ファミレスは地域再生3本柱 (minimum winning coalition for local development) ⇒ 地域最小単位の日本モデルを未来の世界遺産へ
- 美しく住まう ⇒ 生活のコンパクト化と外部に開かれた美化(中ベランダ設置の勧め)
- 平成27年度税制要望： 土地・住宅・都市開発関連
 - ①土地の取得権移転登記等に係る登録免許税の特例措置の延長(本則2%、特例1.5%)
 - ②土地及び住宅に係る住宅の特例措置の延長： 不動産取得税(本則4%→3%)
 - ③住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置等の延長・拡充： 贈与税(非課税枠を最大3000万円まで拡充(東日本大震災の被災者に係る特例を含む))
 - ④住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る特例措置の延長： 登記免許税(保存登記：本則0.4%→0.15%、移転登記：本則2%→0.3%等)
 - ⑤市街地再開発事業により建築された施設建物の取得者に対する割増償却制度の延長(所得税・法人税(割増償却：5年間 10%))